

2018年8月8日

千葉市長 熊谷俊人 殿

日本たばこ産業株式会社
東関東支社長 岡村真人

「千葉市受動喫煙防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方（案）」について

日本たばこ産業株式会社（以下、「当社」）は、望まない受動喫煙を防止するための様々な取り組みについて賛同しており、分煙環境の整備やマナー啓発活動等を実施しております。

先般、「健康増進法の一部を改正する法律」（以下、「改正健増法」）が成立しました。当社は国が定める取り組みを、全国一律のルールとして、国と地方自治体が連携して推進していくことが望ましいと考えています。

しかしながら、千葉市が公表した「千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方（案）」（以下、「条例の基本的な考え方（案）」）については、改正健増法と異なる部分があり、このまま制定されると市民や外国人観光客、市内の事業者の混乱は必至であるため、市民や事業者の意見を十分に聞き、慎重に検討する必要があると考えております。特に懸念している点について、以下のとおり意見を申し述べます。

① 加熱式たばこの扱いについて

加熱式たばこの受動喫煙による健康影響については、厚生労働省は「現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難」との見解に立ち、改正健増法において、紙巻たばことは異なる規制を定めています。

そのような中、条例の基本的な考え方（案）では、既存の小規模飲食店であっても従業員がいれば喫煙専用室等を設けない限り「喫煙」不可と定めています。条例の基本的な考え方（案）における「喫煙」には、加熱式たばこの使用も含まれると考えられることから、結果として、当該飲食店における加熱式たばこの使用は、改正健増法より厳しい規制になると想定されます。

当社といたしましては、現在、加熱式たばこのみの使用を許可する小規模飲食店が増えている中、千葉市内の飲食店における経営の選択肢が制限されることを懸念しております。加熱式たばこの受動喫煙に関する科学的エビデンスが十分でない以上、千葉市における加熱式たばこに対する規制についても、改正健増法と同じであるべきであり、条例においては加熱式たばこを規制対象から除外し、改正健増法に基づく受動喫煙防止対策を推進することが望ましいと考えます。

② 事業者の実情を考慮した規制について

受動喫煙防止対策の推進にあたっては、施策の実効性を担保するためにも、規制の対象となる市民や事業者等の実情を十分に考慮することが重要であると考えております。

例えば、飲食店に対する規制について、条例の基本的な考え方（案）では、「従業員のいる既存の小規模飲食店は、喫煙専用室（飲食不可）等を設けない限り喫煙不可」とあり、違反した場合には罰則の適用があると定めています。

これに対し、改正健増法では、「原則屋内禁煙」であるものの、経営規模の小さい飲食事業者については、店内での喫煙を許可したい場合に喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることから、経過措置として、標識の掲示により喫煙可とされています。事業者の方の実情を考慮した丁寧な措置を講じることなく、国と異なる内容の規制措置を導入した場合、事業者への影響は甚大なものとなることが懸念されます。

③ 行政機関の全面禁煙について

条例の基本的な考え方（案）は、受動喫煙防止を目的としており、喫煙そのものを制限するものではないと認識しております。しかしながら、行政機関においては「屋外にも喫煙可能な場所を設置しないよう努めるものとしします。」とあり、屋外で受動喫煙防止措置がとられた場所での喫煙すら認めないというのは、目的に対して過度な内容であると考えます。

改正健増法では、行政機関は「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる」とされており、当社といたしましても、屋外喫煙場所設置に関する知見提供をしてみたいと考えております。

当社といたしましては、たばこを吸われる方と吸われない方との協調ある共存社会の実現に向けて、当社が有する加熱式たばこの知見[※]や、多くの人が利用する駅周辺等における屋外喫煙場所設置に関する知見提供、分煙コンサルティング活動を通じて、千葉市の受動喫煙防止の取り組みに積極的に協力をさせていただきます。

以上

※ 参考資料

資料①：プルーム・テックに関する情報提供①

資料②：プルーム・テックに関する情報提供②